

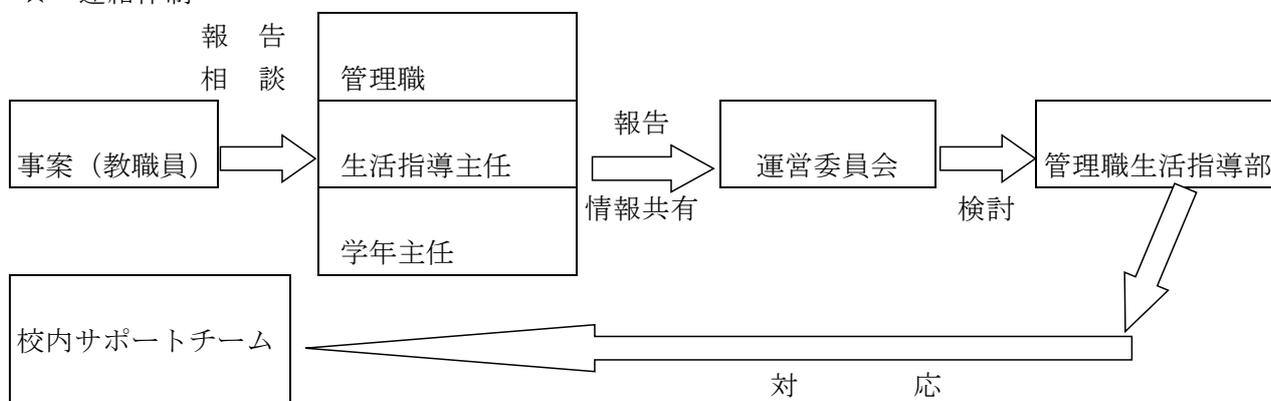
## 渋谷区立松濤中学校 いじめ防止基本方針

- 「いじめはいつでも起こりうる」の認識をもって、教職員はアンテナを高くして生徒を見守り、個々の生徒の人権を守る。
- 高い人権感覚をもち、生徒の人格を尊重すること、自尊感情や自己肯定感を育てることを意識して、いじめ防止に務める。
- 困っている生徒や保護者と相談できる体制をつくり、前向きな生活ができるように支援する。
- 年間を通して、いじめ防止に向けた取組を様々方法で行う。
- いじめが起きた場合は、保護者と連携し、丁寧に、そして早く対応する。また、学校だけでの指導や解決が難しい場合は、SAM協議会や関係諸機関と連携して解決を図る。

### ☆ いじめ対応組織

いじめ対応組織	発見時での早期対応 → 「校内サポートチーム」が主に対応する。
校内サポートチーム	管理職、生活指導主任、該当学年主任及び担任 養護教諭 SC PTA会長及び副会長 該当保護者 区教委 スクールサポーター
解決組織	校内対応で解決が難しい場合 → 「校外関係機関サポートチーム」が主に対応する。
校外関係機関サポートチーム	校内サポートチーム 学校支援（SAMS） 児童相談所 子ども家庭支援センター 弁護士などの外部関係機関

### ☆ 連絡体制



## ☆ 重点指導

- 1 「いじめは悪いこと、人権侵害であり、犯罪である」という価値基準を徹底させる。
- 2 いじめの早期発見・早期対応のために情報を共有化し、未然防止を図る。
  - (1) 生徒の状況を把握する。
  - (2) 学級・学年経営を見直す。
  - (3) 生徒指導を見直す。
  - (4) 授業を見直す。

1 「いじめは悪いこと、人権侵害であり、犯罪である」という価値基準を徹底させる。

「いじめは悪いこと、人権侵害であり、犯罪である」という価値基準をもって「指導と予防と対応」に当たることが重要である。

2 いじめの早期発見・早期対応のために情報を共有化し、未然防止を図る。

(1) 生徒の状況を把握する

6月、9月、11月、2月全校生徒へのアンケートを実施する。

6月は、生徒の学校生活の変化（主に学級における人間関係、QU テストを参考に）や動向を把握し、今後の指導（集団指導、個別指導）の検討資料とし、実施を図る。

9月は、長期休業期間における生徒の心身（健康）の状況を把握する。

11月、2月は、生徒の人間関係や変化を読みとる。特に、いじめ対象の生徒の動向の把握・指導の方向性の検討の一助とする。さらに評価を実施し、来年度に生かす。

生徒把握の結果、個人指導（いじめられた、いじめた）、全体指導（第三者）、さらに生徒会活動などの生徒による活動（自主性）を検討し、実施、反省を学年会、生活指導部会で行い、指導の改善を組織全体で取り組む。

(2) 学級・学年経営を見直す

いじめ、不登校、配慮を要する子どもの指導は、学級経営と大きくかかわっている。

生徒の変化・実態を把握し、全教員で学級・学年経営を見直し、共通理解を図ることによって所属意識を高め、協働体制を構築する。

(3) 生徒指導を見直す

生徒指導の不安定は、いじめなどを誘発しやすい。生徒指導について全教職員で点検・改善し、当たり前前のことが当たり前に行われる学校にする。

情報を共有化し、指導の事例検討を重ねる。それらを検討、改善することによってスキルのアップを図ることによって、生活指導の充実を図る。

(4) 授業を見直す

分かりにくい退屈な授業が、授業崩壊や不登校などの引き金になる例が少なくない。

教師個々の自己評価や学校全体の実態把握として、充実した授業が日常的に行われているか確認する。さらに他教員の授業観察を通して、授業力の向上を図る。